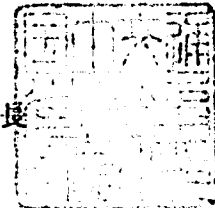


(別添3)

国海内第50号
平成29年7月6日

一般社団法人日本旅客船協会会長 殿

国土交通省海事局長



精神障害者に対する運賃及び料金の割引の適用に係る旅客船事業者への
検討依頼について (依頼)

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、平成26年に「障害者権利条約」を批准しているところ、同条約においては、精神障害者についても身体障害者及び知的障害者と同様に障害者として位置づけられており、締約国に対し、「障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる」ことが求められております。

こうした中、精神障害者に対しても公共交通機関の運賃割引制度の適用対象とするよう障害者団体等から度重なる要請がなされております。

一方で、精神障害者に対する運賃割引を実施する旅客船事業者は、増加傾向にあるものの現在2割程度にとどまっております。

つきましては、身体障害者、知的障害者はもとより、精神障害者に対しても運賃割引の適用の対象とすることを検討頂くことについて、貴協会の傘下会員に周知をお願いいたします。